



事務連絡
令和4年5月27日

科学技術・学術政策研究所長
各国公立大学法人の長
独立行政法人大学入試センター理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長 殿
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人の長
各文部科学省関係国立研究開発法人の長

文部科学省科学技術・学術政策局
参事官（国際戦略担当）

研究インテグリティの自律的な確保の参考となる情報の提供について（周知）

研究活動の国際化、オープン化が進む中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築し、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくため、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的な確保を支援すべく、令和3年4月の政府の統合イノベーション戦略推進会議において「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（以下「対応方針」という。）が決定されました。

この中では、今後取り組むべき事項として、研究者による適切な情報開示に関する取組が示され、また、研究者の所属機関において、人事及び組織のリスク管理として必要な情報の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行えるよう、政府として所管する研究機関に対して関係の規程や管理体制の整備の必要性に関する周知・連絡を行うとともに、関係者の負担に配慮し所要の支援を行うなどとされています。

これを踏まえ、文部科学省としては、各大学及び公的研究機関に対し、対応方針の趣旨を踏まえた研究インテグリティの確保に関する取組を進めていただくこと等を依頼するとともに、本件に関して引き続き周知・連絡を図ることや関係者の負担に配慮し所要の支援を行うよう取組を進めることとお知らせしたところです（参考資料1）。

その後、各大学及び公的研究機関における研究インテグリティの自律的な確保に向けて、内閣府と連携し、研究者等の理解醸成を促す目的で、説明会等において順次周知・連絡を実施するとともに、新たなリスクに対するチェックリスト（雛形）（参考資料2）を提示してきておりますが、それに加えて、必要な情報にワンストップでアクセスできるホームページを整備しております。今後、本ホームページの中で、研究インテグリティの確保のための体制・システムを整備する際に参考となる具体的取組に関するプラクティスや、その他の参考となる情報の発信を充実してまいります。

文部科学省 HP : https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/index.html

また、プラクティスを積み上げるための一環として、令和3年度に委託調査「研究インテグリティの確保に係る調査分析業務」を実施しました。その中で、新たなリスクとなり得るモデルケースを想定し、それらに対する試行的運用を基にした体制・システムのプラクティスを一例として検討しましたところ、その検討結果概要を別紙として添付しておりますので、各組織の特性等に応じて柔軟に活用いただければ幸いです（委託事業の報告書は上述のホームページからダウンロードできます。）。なお、研究インテグリティの自律的な確保という目的は共通であるとしても、そのアプローチは、既存の体制・システムやその特性等に応じ、多種多様となり得るため、あくまでも一例である本プラクティスと整合していなければ不十分という趣旨ではありませんので、念のため申し添えます。

さらに、研究インテグリティの自律的な確保に向けた今後の支援に繋げるため、対応方針に従い、本年度、夏から秋頃にかけて、研究インテグリティの確保に係る研修強化等の取組状況、利益相反・責務相反に関する規程の整備状況、利益相反・責務相反に関する組織の整備状況について、フォローアップ調査を実施する予定^{※1,2} ですので、ご承知おきください。

※1：例えば、国公立大学（短期大学を含む）、国公立高等専門学校、大学共同利用機関については「大学等における産学連携等実施状況について」を活用して調査予定。

※2：それぞれの状況について、例えば「整備しているか否か」等を選択肢にて問う予定。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、大学共同利用機関法人におかれてはその設置する大学共同利用機関に対して、本件について周知されるようお願いします。

別紙：研究インテグリティの確保のための体制・システムを整備する際に参考となる具体的取組に関するプラクティス（令和3年度文部科学省「研究インテグリティの確保に係る調査分析業務」検討結果概要）

参考資料1：大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について（依頼）（3文科科第70号、令和3年4月27日付）

参考資料2：研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト（雛形）（令和3年12月17日付）

【本件連絡先】

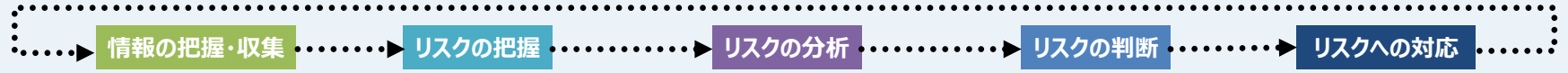
文部科学省科学技術・学術政策局参事官（国際戦略担当）付
電話 03-5253-4111（内線4053, 3981）
メールアドレス kagkoku@mext.go.jp

研究インテグリティの確保のための体制・システムを整備する際に参考となる具体的取組に関するプラクティス (令和3年度文部科学省「研究インテグリティの確保に係る調査分析業務」検討結果概要)

ポイント

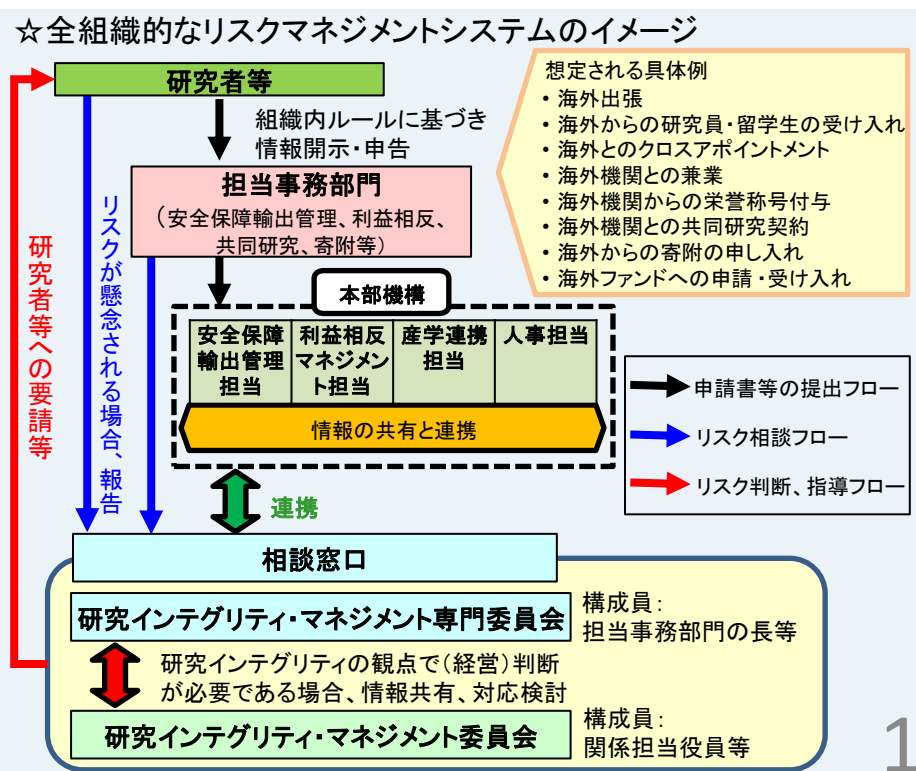
1. トップマネジメントのリーダーシップの下、既存の体制や仕組みを最大限活用しつつ、一元的に報告・相談できる専門部署の設置など、研究インテグリティに係る全組織的なリスクマネジメントシステムを整備するとともに、適切な研修等を通じて、事務部門も含めて研究インテグリティに関する理解醸成を行う。
2. 研究者等（教職員、学生等で研究活動を行う全ての者）に係る基本的な情報を、競争的研究費に係るガイドライン等も踏まえ、既存体制等から確実に把握するとともに、研究者等に対して適切な情報開示を行っている旨の確認を求める。
3. 既定の組織内手続の中で情報を収集するとともに、担当事務部門等がレピュテーションも含めたリスクの存在を意識し、リスクが懸念される場合には、一元的な専門部署がサイエンスメリット等も考慮して分析・判断等を行う。

☆リスクマネジメントフローのイメージ



1. 体制・規程の整備等

- 経営層がリスクマネジメントに取り組む意義や必要性を表明し、研究活動を萎縮させないことに配慮しつつ、既存の体制や仕組みを最大限活用して実効的かつ効率的なシステムを整備する。
- 組織としてのリスクマネジメントを担う一元的な専門部署を設置し、そこに研究インテグリティに関する相談窓口の機能を持たせる。
(例えば、経営判断が必要な事案に対応する「研究インテグリティ・マネジメント委員会」、専門的な事項に対応する「研究インテグリティ・マネジメント専門委員会」の設置が考えられる。以降は両委員会の設置を前提としている。)
- 研究インテグリティ・マネジメント委員会等の設置・運営や、情報の把握・収集、リスクマネジメント等に必要な規程の整備や改訂を行う。
(新たに整備する規程の一例は別紙)
- 研究者等や事務部門の意識向上・理解醸成を目的とした啓発的研修にあわせて、組織としてのリスクマネジメントの実効性をより一層高めるために、国内外における新たなリスクや想定される事例等に関する研修も実施する。



2. 基本情報の収集

- 研究者等を対象とし、競争的研究費に係るガイドライン等も踏まえて、①職歴・研究経歴、②兼業等の所属機関・役職、③研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方等に関する情報を、既存体制から確実に把握する。
- 研究インテグリティの確保に係る規程において、適切な情報開示を行っていることの確認として研究者等に確認書の提出を求めるとともに、既存体制で収集できない情報が必要となる場合には、確認書と併せて当該情報の提出を求める。

3. リスクマネジメントの運用

- 先端的な重要技術の提供、懸念度が高い相手先との交流、世界情勢等からレピュテーションリスクが懸念される案件等については、既定の判断基準に加えて、研究インテグリティの観点からのリスクを意識する。
- 担当事務部門や研究者等が、リスクマネジメントの視点を踏まえ、既定の組織内手続(安全保障輸出管理、利益相反マネジメント、人事、産学連携等)の過程でリスクを把握した場合には、相談窓口へ報告する。
- 相談窓口及び研究インテグリティ・マネジメント専門委員会(経営判断が必要な事案については、研究インテグリティ・マネジメント委員会)は、リスクを分析するとともに、サイエンスメリットや意図せざる技術流出のリスク等も比較考量して対処方針を判断し、担当事務部門や研究者等に対して要請・指示等を行う。

(リスクマネジメントの運用例)

| マネジメントに必要な情報 | リスクマネジメントの視点 |
|--------------|---|
| 国名、機関名 | ✓安全保障輸出管理の懸念先かどうか |
| 用務 | ✓訪問相手は誰か ✓用務内容は何か ✓頻度はどの程度か ✓報酬額が妥当か ✓責務相反・利益相反が生じていないか |
| 提供する技術 | ✓研究発表の場合、国際会議やオープンな講演会での発表か ✓研究打ち合わせの場合、リスト規制技術や先端的な重要技術等の提供の際には、安全保障輸出管理の手続きが行われているか ✓持参する物品は何か ✓提供する技術は何か ✓派遣元に懸念はあるか |
| 経費 | ✓経費はどこから支出されるか ✓旅費はどこから支出されるか |
| 履歴書 | ✓今までどのような研究活動を行ってきたか |
| 代表者 | ✓代表者に懸念はあるか |
| メンバー(氏名、職名) | ✓メンバーに懸念はあるか |
| テーマ | ✓どのような研究内容であるか |
| 物品の提供等 | ✓無償の物品提供や役務提供の有無 |
| 寄附目的 | ✓用途の指定によって利益相反が生じないか |

【研究インテグリティの確保に係る調査分析から見てきた課題】

リスクに対する対応は、個別案件のサイエンスメリット等とのバランスにより、最終的には組織の経営判断に委ねられており、そのバランス判断は社会情勢によっても重要度の評価が異なってくる。そのため、現時点において、リスクマネジメントの判断基準を一般化して提示することは難しく、今後、懸念事例の積み上げにより徐々に形成されていくことになるが、その間においてもリスクを見逃すことなく把握することが重要である。

研究インテグリティの確保のための体制・システムを整備する際に参考となる具体の取組に関するプラクティス

(別紙)

研究インテグリティの確保に関する規程

(目的)

第〇条 この規程は、研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第〇条 この規程において「研究者」とは、教員、学生等本組織において研究活動を行う全ての者をいう。

(組織の長の責務)

第〇条 組織の長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第〇条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第〇条 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、組織の長が〇〇をもって充てる

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第〇条 研究インテグリティ・マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第〇条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 二 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- 三 研究インテグリティの確保に係るマネジメントのための調査に関する事項
- 四 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- 五 その他研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項

(組織)

第〇条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者
- 二 組織の長が指名する役員 若干人
- 三 その他委員会が必要と認めた者 若干人

(専門委員会)

第〇条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第〇条 委員会の庶務は、〇〇部署において処理する。

(相談窓口)

第〇条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、〇〇部署の職員をもって充てる。

(雑則)

第〇条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、別に定める。